

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 岩手県立学校(19校 19組)教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年11月1日から令和11年10月31日までとする。
- (4) 納入場所 別紙一覧表のとおり
- (5) その他 この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、契約期間の各年度における経費の予算の範囲内においてその給付を受けるものであること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告に示した仕様の特定調達について確実に履行できると認められる者であること。
- (3) 入札説明書の交付を受け、その関係調書を期限までに提出したものであること。
- (4) 当該調達に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、資格確認に必要な書類として、次の書類(以下「審査書類」という。)を令和6年6月26日(水)午後5時までに13(2)の場所に各1部、提出しなければならない。
 - ア 商業登記簿の謄本(個人にあつては、営業証明書)
 - イ 納税証明書
 - (ア) 県内に事務所又は事業所を有する者
 - a 審査書類を提出する日(以下「提出日」という。)の属する年の直前1年間に岩手県に納付した事業税の納税証明書
 - b 提出日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (イ) 県内に事務所又は事業所を有しない者
 - a 提出日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書
 - b 提出日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ウ 法人にあつては提出日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。)、個人にあつては提出日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し
 - エ 仕様書
 - (ア) 当該調達に係るコンピュータシステム(以下「コンピュータ」という。)の仕様内容が網羅されていること。
 - (イ) 当該コンピュータのメーカー及び規格等が明示されていること。
 - (ウ) 当該コンピュータのカタログ又は写真を添付すること。
 - オ 工程表
 - カ 保守整備等体制調書
 - (ア) 当該コンピュータの保守整備を行える者が常駐している営業所等一覧(営業所等の名称、所在地、連絡系統等、コンピュータの保守整備実績(過去3年間)、保

守整備及び修理の依頼を受けてから作業に着手するまでの所要日数又は時間が明示されていること。また、専任の技術員を3名以上配置していること。)

(イ) 消耗部品等供給体制(部品供給の窓口、供給系統及び所要日数又は時間が明示されていること。)

キ 定価見積書(コンピュータ及び調整、設定等費用を含む定価見積書(消費税及び地方消費税抜き)。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに店頭価格又は実売価格を記載すること。)

上記書類の提出にあたっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。

- 1 提出年月日
- 2 入札参加者の住所及び氏名、印(法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印)、電話、FAX 番号及びメールアドレス、担当者名(問い合わせ先)
- 3 調達件名
- 4 提出する書類の名称

ク 審査書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該審査書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ケ 審査書類は、岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等が満たされ、かつ、迅速な保守整備の体制及び部品等の供給体制が整備され、使用目的に耐え得ると判断した当該審査書類に係る入札書のみ、落札対象とする。

なお、審査書類の補足、補正等は認めるが、令和6年7月3日(水)午後5時までとする。

また、審査結果は、令和6年7月8日(月)までにFAX等により通知する。

4 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書を直接提出する場合は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。

(3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、令和6年7月9日(火)午後5時までに13(2)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあっては商号又は名称)

イ 「7月10日の岩手県立学校(19校19組)教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等入札書在中」

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年7月10日(水)午前11時

(2) 場所

岩手県庁舎10階 教育委員室

6 入札保証金

入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額とする。ただし、入札参加者が、保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証

券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) あて名は、岩手県知事 とする。
- (4) 件名
- (5) 入札金額

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第 100 条(平成 4 年岩手県規則第 21 号)の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札、契約及び仕様に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県教育委員会事務局教育企画室学校教育情報化担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-629-6105

(送付書書式例)

令和 年 月 日

岩 手 県 知 事 様

所在地又は住所
氏名(商号又は名称)
代表者氏名
電話番号
FAX 番号
メールアドレス
(担当者名) 印

送 付 書

下記調達件名に係る一般競争入札に参加したく、別添のとおり資格書類に必要な書類を提出します。

記

- 1 調達件名 岩手県立学校(19校 19組)教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式
- 2 提出書類
 - (1) 商業登記簿の謄本(個人にあつては、営業証明書)
 - (2) 納税証明書
 - (3) 財務諸表(個人にあつては、確定申告書の写し)
 - (4) 仕様書
 - (5) 工程表
 - (6) 保守整備等体制調書
 - (7) 定価見積書

(入札書様式例)

入 札 書

令和 年 月 日

岩 手 県 知 事 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名)

(印)

件 名 岩手県立学校(19校19組)教育用コンピュータシステム及びその据付け、
調整、保守等 一式

総 額

金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

円

(質問書書式例)

岩手県立学校(19校19組)教育用コンピュータシステム
及びその据付け、調整、保守等一式賃貸借契約質問書

No.

質問年月日		質問者 及び 連絡先	会社名	
			担当者	
			電話番号	
回答年月日			FAX	
			E-mail	

(質問)

岩手県教育委員会

(委任状様式例)

委 任 状

令和 年 月 日

岩 手 県 知 事 様

委任者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名 印

私は、下記の者を代理人として、次の権限を委任します。

入札件名 岩手県立学校(19校 19組)教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式

記

1 受任者 住 所
氏 名

受任者
使用印



2 委任事項

3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(契約書書式例)

パーソナルコンピュータ等賃貸借契約書(長期継続契約)

岩手県(以下「甲」という。)と賃貸人_____ (以下「乙」という。)とは、パーソナルコンピュータ等の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲に対し、その所有に係る末尾に表示する物件(以下「契約物件」という。)を貸し付けるものとし、甲は、これを借り受けるものとする。

第2 賃貸借期間は、令和6年11月1日から令和11年10月31日までとする。

第3 契約物件の賃借料は、_____円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円)とし、その内訳は、次のとおりとする。

(内訳)

令和6年度_____円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円)
令和7年度_____円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円)
令和8年度_____円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円)
令和9年度_____円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円)
令和10年度_____円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円)
令和11年度_____円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、_____円)

第4 契約保証金は、_____円とする。

第5 賃借料は、1か月ごとに月額_____円を支払うものとする。

2 甲は、乙から賃借料に係る正当な請求書の提出があったときは、当該書類を受領した日から起算して30日以内に賃借料を支払わなければならない。

第6 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7 契約物件の設置先は、甲の指定するところにより、別紙1のとおりとする。

2 契約物件の引き取り時の荷造り及び運送に要する経費は、乙の負担とする。

第8 甲は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使用し、及び管理しなければならない。

第9 乙は、契約物件を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して10日以内に、契約物件が契約の内容に適合するかどうかを検査するものとする。

2 検査のために必要な費用は、乙の負担とする。

第10 乙は、契約物件が常に正常に稼働できるよう、乙の負担において保守を行うものとする。ただし、修理において必要な部品は賃貸借開始から3年間は、乙の負担とする。(プリンタ、ディスプレイ、ルータ及びハブは除く。)

第11 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、賃借料の全部又は一部の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき賃借料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第12 甲は、乙がこの契約を履行しなかった場合は、遅延日数に応じ、賃借料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第13 賃貸借に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

第14 天災事変その他の不可抗力により契約物件が滅失又は毀損したことにより使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。

2 前項の規定による回復措置又は代替品の提供が不可能であるときは、この契約は、終了したものとみなす。

第15 甲は、納入された契約物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、賃借料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第16 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

第17 甲は、乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第18 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙から契約解除の申出があったとき。

(3) 乙が契約の履行について不正の行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等を供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第19 第17又は第18の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

〔 第19 第17又は第18の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。 〕

2 前項の規定は、賃借料の支払があった後においても適用するものとする。

第20 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第21 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了後及び契約解除後も同様とする。

第22 乙は、甲の指示によるものを除き、賃貸借に係る機器からデータ等を複写し、または複製してはならない。

第23 乙は、賃貸借期間満了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとし、廃棄にあたっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

第24 契約物件にかかる動産総合保険の加入に要する経費は、乙の負担とする。

2 乙は、甲が故意又は重過失によって契約物件に損害を与えた場合は、保険の対象範囲を除き、その賠償を甲に対し請求することができるものとする。

第25 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

乙 住所
氏名 印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

物件の表示

契約物件の仕様は、別紙2-1及び別紙2-2のとおりとする。